6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kunihiko Mae Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Shin-Meishin Expressway minoyamanaka Construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 27 December 2018 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 27 December 2018. if by mail, 4 : 00 P.M. 27 December 2018)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 25 February 2019 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 25 February 2019. If by mail 11 : 00 A.M. 25 February 2019)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Shinichi Miki Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9241

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月3日

国立大学法人筑波大学契約担当役
財務担当副学長　石野　利和

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　筑波大学附属桐が丘特別支援学校（本校）校舎新営その他工事（Ⅱ期）（電子入札案件）

⑶　工事場所　東京都板橋区小茂根２―１―12　筑波大学附属特別支援学校構内

⑷　工事概要　本工事は、肢体不自由児及び重複障害児を対象とする特別支援学校の校舎（鉄筋コンクリート造、地上４階建、建築面積1,327㎡、延べ面積3,844㎡）及び外部廊下（鉄骨造平屋建、建築面積22㎡、延べ面積34㎡）の新営工事及び既存校舎（鉄筋コンクリート平屋建、延べ面積995㎡）のとりこわし工事である。なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事は、別途発注される予定である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年11月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約3,100㎥、鉄筋約430ｔ、鉄骨約５ｔ、板ガラス約540㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに本工事に係る共同企業体の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号。以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第46条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の地上２階建以上かつ延べ面積2,600㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の地上１階建以上かつ延べ面積1,300㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑾　技術提案書、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までに、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。